

( 住民用 )

## 腸管出血性大腸菌 (O157 等) に注意しましょう！

腸管出血性大腸菌感染症は、ある種の毒素 (ベロ毒素) を産生する病原性大腸菌の感染により、水様性下痢、腹痛、血便、発熱 (37~38度)、嘔吐などの症状や、発症約1週間後、約10%の方に HUS (溶血性尿毒症症候群) という重篤な症状 (致死率約3%) が現れる細菌感染症で、年齢を問わず発症が見られますが、小児の報告例が多い (30~40%) 感染症です。

細菌表面の抗原の違いにより O157、O26 などと呼ばれています。

比較的小量の菌量 (数十~約百個) でも発症し、潜伏期間は2日~14日間 (平均3~5日) と言われています。

大腸菌は自然界に広く存在しており、病原性大腸菌も一般の大腸菌同様、食肉用動物 (主にウシ) の腸管内のほか、野菜等にも付着している場合があります。

毎年、全国で3,000~4,000人感染報告があり、接触者調査の結果、感染していても症状の現れない無症状保菌者が見つかることもしばしばあります。

### ■ 予防は…

- ・ 調理や食事の前、トイレの後には、十分に手を洗いましょう。
- ・ 調理器具は食品ごとにこまめに流水で洗い、熱湯をかけておきましょう。
- ・ 生野菜は流水でよく洗い、加熱する食品は十分に加熱 (中心部を75℃で1分間以上) しましょう。
- ・ 焼肉をする場合は、生肉専用の箸を用いるなど、箸の使い分けをしましょう。

### ■ 症状が現れたら…

- ・ まず、医療機関にかかりましょう。
- ・ 下痢止めの種類によっては、かえって症状を悪化させることがあります。
- ・ 抗生物質の内服治療等により1週間程度で治りますが、症状の程度により入院が必要となることもあります。
- ・ 飲食店などで調理業務に当たっている人は、菌が認められなくなるまで就業制限がかかりますので、感染には特に注意してください。
- ・ 発症した患者のいる家庭では、便で汚染された下着等の取扱いに注意してください。

○問い合わせ先：県健康増進課(Tel.0776-20-0352)、各健康福祉センター

○福井県感染症情報ホームページ：<http://kansen.erc.pref.fukui.jp/>

○厚生労働省ホームページ：O157Q&A

[http://www1.mhlw.go.jp/o-157/o157q\\_a/index.html](http://www1.mhlw.go.jp/o-157/o157q_a/index.html)

( 施設用 )

## 腸管出血性大腸菌（O157 等）に注意しましょう！

腸管出血性大腸菌感染症は、ある種の毒素（ベロ毒素）を産生する病原性大腸菌の感染により、水様性下痢、腹痛、血便、発熱（37～38度）、嘔吐などの症状や、発症約1週間後、約10%の方にHUS（溶血性尿毒症症候群）という重篤な症状（致死率約3%）が現れる細菌感染症で、年齢を問わず発症が見られますが、小児の報告例が多い（30～40%）感染症です。

細菌表面の抗原の違いによりO157、O26などと呼ばれています。

比較的小量の菌量（数十～約百個）でも発症し、潜伏期間は2日～14日間（平均3～5日）と言われています。

大腸菌は自然界に広く存在しており、腸管出血性大腸菌も一般の大腸菌同様、食用動物（主にウシ）の腸管内のほか、野菜等にも付着している場合があります。

毎年、全国で3,000～4,000人感染報告があり、接触者調査の結果、感染していても症状の現れない無症状保菌者が見つかることもしばしばあります。

### ■ 予防対策について

- ・ 日頃から健康管理に気をつけること。
- ・ 下痢等の症状がある方は調理を控えること。
- ・ 調理前やトイレの後には、十分に手を洗うこと。
- ・ 調理器具は食品ごとにこまめに流水で洗い、熱湯をかけるなどして消毒を行うこと。
- ・ 生野菜は流水でよく洗い、加熱する食品は十分に加熱（中心部を75℃で1分間以上）すること。
- ・ 調理済の食品を汚染させないこと。
- ・ 焼肉等、喫食者が自分で加熱するような場合には、生肉等専用の箸を使用し、十分加熱するようお願いすること。
- ・ 発症者のいる施設では、便で汚染された下着等の取扱いに注意するとともに、汚染が疑われる場所の消毒を十分行うこと。

### ■ 有症者の対応について

- ・ 医療機関を受診すること。
- ・ 下痢止めの種類によっては、かえって症状を悪化させることがあります。
- ・ 感染した場合、調理業務に当たっている人は、菌が認められなくなるまで就業制限がかかりますので、感染には特に注意すること。
- ・ 喫食者で有症者が出た場合には、すみやかに管轄する健康福祉センターへ連絡すること。

○問い合わせ先：県健康増進課(Tel.0776-20-0352)、各健康福祉センター

○福井県感染症情報ホームページ：<http://kansen.erc.pref.fukui.jp/>

○厚生労働省ホームページ：O157Q&A

[http://www1.mhlw.go.jp/o-157/o157q\\_a/index.html](http://www1.mhlw.go.jp/o-157/o157q_a/index.html)